

民法 233 条改正

越境した枝の処理に関するルール変更

概要

- 令和 3 年 4 月 2 8 日公布
- 施行日は未確定（公布の日から 2 年以内）
- 越境した枝の切除に関するルールの変更
（現在）

竹木所有者に対する訴訟提起が必須
（改正後）

一定の場合には訴訟提起なしに枝を切除できる。

- 共有の竹木の取扱い：共有者単独で切除できる。
- 越境した根の切除に関するルールは変更なし（切除してよい）

訴訟提起なしに枝を切除できる場合の ルール

①急迫の事情があるとき→切除可

②急迫の事情はない

②－ 1

竹木の所有者が不明、又は所有者はわかるものの行方不明→切除可

②－ 2

竹木の所有者は判明している

→催告が必要。それにもかかわらず相当期間内に切除しないときには切除可

想定される場面

- ・ 道路に越境した枝によって信号機が見えづらく、交通事故を誘発するおそれがある。

- ： 急迫性ありとして、直ちに切除可能であると思われる。

- ・ 道路に越境した枝によって、現在予定している道路工事に支障が生じるおそれがある。

- ： 急迫性は認められないため、まずは竹木所有者にコンタクトを試みる必要がある。竹木所有者が判明しており、かつ所在が分かるのであれば切除するよう催告する必要がある。

急迫の事情がない場合の具体的運用

① 土地所有者及びその所在地を調査

竹木が生えている土地の登記を取得するとともに、土地所有者の住民票を取得して、土地所有者の所在地を調査する。

② 内容証明郵便通知を発送

土地所有者の所在地が判明すれば、内容証明郵便による方法で切除するよう催告する。催告期間は2週間程度設ければ十分かと思われる。

③ 枝の切除

- ・ 切除できる枝の範囲は越境した部分のみ。
- ・ 切除するために必要であれば隣地を使用することもできる
(改正後民法209条1項3号)
- ・ 切除費用は、異なる慣習がない限り、請求可能

隣地が共有地の場合

- ・竹木の所有者が共有の場合には、共有者の一人を説得して切除してもらうのが得策。
- ・説得できない場合であっても、共有者全員ではなく、共有者の一人を被告として訴訟提起すれば足りることとなった。

(参考)

「竹木の共有者は、単独で枝を切除することができる」 (改正後民法233条2項)

条文（改正後民法233条）

- 1 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

* 下線部分が改正箇所。